

浜松市下水道事業の事前評価実施要綱細目

(目的)

第1条 「浜松市下水道事業の事前評価実施要綱細目」(以下、「本細目」という。)は、浜松市公共事業事前評価実施要綱及び国土交通省の下水道事業の新規事業採択時評価実施要領細目に基づき、下水道事業の新規採択時の評価(以下、「事前評価」という。)を実施するための細目をまとめたものであり、下水道事業の効率的・効果的实施並びにその過程の透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本細目は、標準的な下水道事業を対象として事前評価を実施する場合を想定し、事前評価の実施主体の参考となるよう策定したものである。事業特性等個別の事情により、本細目によることが適当ではない場合は、別途適切な方法を講じる。

(事前評価の対象とする事業の範囲)

第3条 対象事業

- ・公共下水道事業
- ・特定環境保全公共下水道事業

ただし、新規採択時に全体計画変更、下水道法第4条の規定に基づき国土交通大臣に協議・届出を行い定めた事業計画(以下「事業計画」という。)の変更により、新たな処理区に係る事業に着手する場合は継続事業として扱い、本細目により評価を行う。

2 事前評価の実施

事前評価の実施主体は、浜松市とする。

(事前評価を実施する事業)

第4条 事業単位の取り方

新規事業の採択を要求する時点で、浜松市が策定している全体計画を単位として評価を実施する。全体計画に含まれる浜松市の補助事業・単独事業を一体的に評価する。

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道は浜松市を単位とするが、必要に応じて処理区(分流式の雨水については排水区とするが以下、「処理区」という。)単位として評価を実施する。ただし、小規模な事業等については、処理区の地形特性・被害実態等を勘案し、関連する処理区を一括して評価を行うことができる。

公共関連の特定環境保全公共下水道事業については、公共下水道事業と一体的に評価を行う。

(事前評価の実施及び結果等の公表)

第5条 事前評価の実施手続き

事業の改善措置及び今後の事業の方向性について検討し、対応方針(案)を決定する。浜松市上下水道部事業評価審査会設置要綱(公共下水道事業)に基づく浜松市上下水道部事業評価審査会(以下、「部審査会」という。)による審査を行い、評価の判定及び対

応方針の決定を行う。

部審査会は、市政に大きな影響を与えるなどの理由から、当該計画の調書及び対応方針（案）を浜松市公共事業評価委員設置要綱に基づく公共事業評価委員（以下、「委員」という。）の会議に諮り、委員の具申を受けすることができる。この場合は、浜松市公共事業事前評価実施要綱第8のとおり対応方針を市長が決定する。

(1) 事前評価に係る資料

事前評価に係る資料は、浜松市公共事業事前評価実施要綱及び下水道事業の新規事業採択時評価実施要領細目に基づく。ただし、別途に提出資料が定められている場合は、それに準ずる。なお、必要に応じ資料の追加等ができる。

(2) 委員の会議に提出する資料

委員の会議に提出する資料は、以下のとおりとする。

ア 事前評価に係る資料

イ 事業の改善措置及び事業の方向性に関する対応方針

(3) 評価の実施

浜松市は、原則として事業を実施する前年度までに事前評価に係る資料を作成し、対応方針を決定するが、止むを得ない場合は事業実施前までに事前評価を完了する。浜松市は、事前評価結果について公表する。

(4) 事前評価結果等の提出または報告

浜松市は、事前評価結果及び対応方針を、当該補助事業を所管する地方支部局等を經由して、国土交通省所管課に提出または報告する。

（事前評価の方法）

第6条 評価を行う際に整理すべき指標、新規に事業採択を決定する際の判断基準等（以下、「評価手法」という。）については、別に定める。なお、評価手法の一つである費用対効果分析結果については、「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）（社）日本下水道協会」に基づき評価する。ただし、別に評価手法等が定められている場合は、それに準ずる。

附 則

本細目は、平成26年3月1日から施行する。